

認証基準の改正(1基準)について(厚生労働省告示第375号:平成28年10月19日)

| 制定/ 改正 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第23条の2の23 第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定 する医療機器(平成17年厚生労働省告示第112号)の別表番号 | 医療機器の名称 |
|-----------|---|-----------------|
| 改正 | 別表第3-153 | 1 歯科用ガス圧式ハンドピース |